

マイノカード会員規約 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 | 備考欄 |
|--|---|-------------|
| 第3章 お支払い方法その他 | | |
| 第35条 (退会および会員資格の喪失等) | | |
| <p>3. 会員 ((8) のときは、(8) に該当する会員) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(10)、(11) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> | <p>3. 会員 ((8) のときは、(8) に該当する会員) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(10)、(11) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(12) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(12) 会員が第13条に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき</p> | <p>(変更)</p> |